

参加表明書等に関する質問回答書

(回答日) 令和6年7月31日

業務名：江別市本庁舎建設基本設計業務

提出がありました質問書について、以下のとおり回答します。

質問No.	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領6(3)ア	公募型プロポーザル実施要領6参加資格要件(3)設計業務に係る要件ア延べ面積が4,000㎡以上の地方公共団体の庁舎につきまして、国(北海道開発局発注の合同庁舎)発注業務はその範囲に含まれると解釈して差し支え無いかをご教示頂けますでしょうか。	実施要領6(3)アでは、延べ面積が4,000㎡以上(1棟の面積とする。)の地方公共団体の庁舎を要件としているため、国(北海道開発局発注の合同庁舎)発注業務は、含めません。
2	実施要領6(3)イ 評価基準3(1)	同上のイ新築、増築、又は改修に係る基本設計又は実施設計業務の実績を有するにつきまして、同一案件の基本設計と実施設計を別々に受注し完了しているものは実績件数を2と解釈して差し支え無いかをご教示頂けますでしょうか。	実施要領6(3)イでは、新築、増築又は改築(いずれの場合も当該部分の面積に限る。)に係る基本設計又は実施設計業務の実績を有することを要件としております。なお、改修は実績として扱いません。 評価基準3(1)事業者の評価においては、同一物件の基本設計と実施設計を別々に受注し完了しているものであっても、実績件数を1として扱います。
3	実施要領6(5)注2) 別記様式第3号	外構設計、地質調査の再委託先も協力事務所として参加表明時に届出が必要でしょうか。また、参加表明時にこの業務の再委託先を決定できない場合、契約後に手続することは可能でしょうか。	参加表明書等の提出時は、外構設計及び地質調査業務の協力事務所参加届は不要とし、実施要領6(4)(エ)bからdの業務範囲で協力事務所を加える場合のみ、当該参加届を提出してください。 また、参加表明書等の提出時に外構設計及び地質調査業務の再委託先を決定できない場合でも、契約後に手続することは可能です。
4	実施要領6(5)カ	前問で協力事務所に該当する場合、一級建築士事務所登録をしていない外構設計事務所について、協力事務所とすることは可能でしょうか。	一級建築士事務所登録をされていない外構設計事務所も、協力事務所とすることを可能とします。
5	実施設計について	実施設計の発注方法について現時点での方針等があればご教示ください。	現時点での方針等は確定しておりません。